（申立書式第４）

債権差押命令申立書

（扶養義務等に係る定期金債権及び一般債権による差押え）

東京地方裁判所民事第２１部御中

令和○○年〇〇月〇〇日

債権者　　　乙　　　野　　　花　　　子　　

電　話０３－１２３４－５６７８

ＦＡＸ０３－２３４５－６７８９

当事者

請求債権　　　別紙目録記載のとおり

差押債権

債権者は，債務者に対し，別紙請求債権目録記載の執行力ある債務名義の正本に記載された請求債権を有しているが，債務者がその支払をしないので，債務者が第三債務者に対して有する別紙差押債権目録記載の債権の差押命令を求める。

添付書類

１　執行力ある債務名義の正本　１通

２　同送達証明書　　　　　　　１通

３　資格証明書　　　　　　　　１通

４　戸籍謄本　　　　　　　　　１通

５　住民票　　　　　　　　　　１通

当　事　者　目　録

〒１００－００１３　東京都千代田区霞が関○丁目○番○号

（債務名義上の住所）東京都目黒区目黒本町○丁目○番○号

債　権　者　　　　乙　野　花　子

（債務名義上の氏名）　　　 甲　野　花　子

〒１５２－０００２　東京都目黒区目黒本町○丁目○番○号

債　務　者　　　　甲　野　太　郎

〒１４４－００３４　東京都大田区西糀谷○丁目○番○号

第三債務者　　　　○○電気株式会社

代表者代表取締役　丙　野　次　郎

請　求　債　権　目　録　(1)

（扶養義務等に係る定期金債権等）

○○家庭裁判所令和○○年(家イ)第○○○号事件の調停調書正本に表示された下記金員及び執行費用

　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１　確定期限が到来している債権及び執行費用　　金７０８，６９１円

1. 金７００，０００円

ただし，調停条項第２項記載の令和○○年○○月から令和○○年○○月まで１か月金５万円の養育費の未払分（支払期毎月末日）

1. 金８，６９１円

ただし，執行費用

（内訳） 本申立手数料　　　　　　　金４，０００円

本申立書作成及び提出費用　金１，０００円

差押命令正本送達費用　　　金２，９４１円

資格証明書交付手数料　　　金　　６００円

送達証明書申請手数料　　　金　　１５０円

２　確定期限が到来していない各定期金債権

調停条項第２項記載の令和○○年○○月から令和○○年○○月（債権者，債務者間の長男○○が満２０歳に達する月）まで，毎月末日限り金５万円ずつの養育費

請　求　債　権　目　録　(2)

（一般債権）

○○家庭裁判所令和○○年(家イ)第○○○号事件の執行力ある調停調書正本に表示された下記金員及び執行費用

　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１　金１，０００，０００円

ただし，調停条項第５項記載の１５０万円の慰謝料の残金（支払期令和○○年○○月○○日）

２　金３００円

ただし，執行費用

（内訳）　執行文付与申立手数料　　金３００円

合計　　金１，０００，３００円

差　押　債　権　目　録　(1)

（請求債権目録(1)の債権について）

１　金７０８，６９１円（請求債権目録(1)記載の１）

２　令和○○年○○月から令和○○年○○月まで，毎月末日限り金５万円ずつ（請求債権目録(1)記載の２）

債務者（○○支店勤務）が第三債務者から支給される，本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして，頭書１及び２の金額に満つるまで

ただし，頭書２の金額については，その確定期限の到来後に支払期が到来する下記債権に限る。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１　給料（基本給と諸手当，ただし通勤手当を除く。）から所得税，住民税及び社会保険料を控除した残額の２分の１（ただし，上記残額が月額６６万円を超えるときは，その残額から３３万円を控除した金額）

２　賞与から１と同じ税金等を控除した残額の２分の１（ただし，上記残額が６６万円を超えるときは，その残額から３３万円を控除した金額）

なお，１及び２により弁済しないうちに退職したときは，退職金から所得税及び住民税を控除した残額の２分の１にして，１及び２と合計して頭書金額に満つるまで

差　押　債　権　目　録　(2)

（請求債権目録(2)の債権について）

金１，０００，３００円

債務者（○○支店勤務）が第三債務者から支給される，本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして，頭書金額に満つるまで

　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１　給料（基本給と諸手当，ただし通勤手当を除く。）から所得税，住民税及び社会保険料を控除した残額の４分の１（ただし，上記残額が月額４４万円を超えるときは，その残額から３３万円を控除した金額）

２　賞与から１と同じ税金等を控除した残額の４分の１（ただし，上記残額が４４万円を超えるときは，その残額から３３万円を控除した金額）

なお，１及び２により弁済しないうちに退職したときは，退職金から所得税及び住民税を控除した残額の４分の１にして，１及び２と合計して頭書金額に満つるまで